# 保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の改正について

# 資 料

資料1-1	保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正案の概要
資料1-2	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表改正案
資料2-1	看護師等養成所の運営に関する指導要領改正案の概要
資料2-2	看護師等養成所の運営に関する指導要領改正案
資料2-3	看護師等養成所の運営に関する指導要領別表改正案
資料3	看護師等養成所の運営に関する手引き改正案
資料4	保健師、助産師、看護師教育の技術項目と卒業時の到達 度の取り扱いについて
資料5	保健師助産師看護師養成所指定・変更手続きにかかるスクジュール

参考資料 平成19年度保健師助産師看護師実習指導者講習会(特定

分野)実施要綱

# 保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正案の概要

### 改正の趣旨

我が国の看護をめぐる環境は、急速な少子高齢化の進展、医療技術の進歩等大きく変化してきており、看護職員にはより患者の視点に立った質の高い看護の提供が求められている。一方で、看護業務の複雑・多様化、国民の医療安全に関する意識の向上等の中で、学生の看護技術の実習の範囲や機会が制限される傾向にある。

こうした中、平成18年3月から全9回にわたり「看護基礎教育の充実等に関する検討会」を開催し、看護をめぐる現状と課題、保健師教育・助産師教育・看護師教育(以下「看護基礎教育」という。)それぞれの現状と課題、充実するべき教育内容並びに専任教員の資質の向上等について検討を行い、本年4月には、看護基礎教育それぞれのカリキュラム改正案や、その実施に関する教員及び実習指導者に係る事項を中心とした報告書が取りまとめられたところである。これらを踏まえ、看護を取り巻く環境の変化に伴い、より重要性が増していると考えられる教育内容の充実を図り、学生の看護実践能力を強化するため、看護基礎教育のカリキュラム改正等を行うものである。

### 改正の概要

- 〇保健師教育について (別表1)
  - ① 「地域看護学」においては、地域及び<u>学校保健、産業保健を含んだ</u>公衆 衛生看護活動に焦点を当てることとする。

また、地域看護学の内容を<u>「個人・家族・集団の生活支援」「地域看護活</u>動展開論」「地域看護管理論」に区分する。

- ② 「疫学・保健統計」を「疫学」と「保健統計」に分ける。
- ③ 「保健福祉行政論」を<u>従来の2単位から3単位に増加する</u>。
- ④ 臨地実習を、<u>従来の3単位から4単位とする</u>。また、地域看護学の教育 内容の区分に合わせ、<u>地域看護学実習についても「個人・家族・集団の生</u> <u>活支援実習」「地域看護活動展開論実習」「地域看護管理論実習」と教育内</u> 容を明確化する。
- ⑤ 上述の教育内容の強化を図るため、単位数の総計を<u>従来の 21 単位以上から 23 単位以上と</u>する。

### 〇助産師教育について(別表2)

「臨地実習 助産学実習」について、医師と助産師との連携・協働を認識し、分べんの正常な経過を理解するため、取り扱う 10 例の分べんは、原則として正期産・経膣分べん・頭位単胎とし、分べん第1期から第3期終了より

<u>2時間までとする。</u>また、当該実習の単位数を<u>従来の8単位から9単位に増加する</u>ことから、全体としても<u>従来の22単位以上から23単位以上</u>とする。

# ○看護師教育について (別表3、別表3の2及び別表3の3)

- ① 全ての看護実践の基盤となる内容を強調して教授できるよう、基礎看護学を教育内容とする<u>専門分野 I を設ける</u>。また、<u>専門分野 II を設け</u>対象の発達段階に応じた看護の実践を学ぶこととする。さらに、基礎分野、専門基礎分野、専門分野 I 及び II で学習したことを、臨床実践に近い形で学習し、知識・技術を統合させるため、統合分野を設ける。
- ② 基礎分野において学習する「人間と人間生活の理解」を<u>「人間と生活、</u> 社会の理解」に改める。
- ③ 専門基礎分野において学習する「社会保障制度と生活者の健康」を<u>「健</u> 康支援と社会保障制度」に改める。
- ④ 専門分野 I を新たに設け、<u>「基礎看護学(臨地実習を含む)」</u>を学ぶこととする。
- ⑤ 専門分野 II を新たに設け、「成人、老年、小児、母性、精神看護学(それ ぞれ臨地実習を含む)を学ぶこととする。
- ⑥ 統合分野を新たに設け、<u>「在宅看護論、看護の統合と実践(それぞれ臨地</u> 実習を含む)」を学ぶこととする。
- ⑦ 統合分野を設け、「看護の統合と実践」を含めることに伴い、単位数の総計を、
  - 3年課程においては93単位から97単位、
  - 2年課程においては62単位から65単位、
  - ・<u>高等学校及び高等学校の専攻科課程</u>においては 102 単位から 105 単位 とする。
- ⑧ 高等学校及び高等学校の専攻科課程において、各々の学校における特色を活かした教育ができるよう、一定の場合には、別表3の3に配当された単位数によらず、教育が行えるようにする。

#### 〇その他

①専任教員について

現在、看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、<u>当分の間3年課程では8人を6人と、2年課程では7人を5人とする</u>経過措置を設けているが、<u>この経過措置を平成23年3月31日まで</u>とする。

#### ②実習室について

保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師 学校養成所を併設する場合、<u>教育上支障がない場合は、実習室、在宅看護</u> <u>実習室、図書室は</u>併設する学校養成所のものと<u>共用とする</u>ことができることとする。

# 施行日

平成20年4月1日 (平成21年度の入学生から新カリキュラムの適用。)

※ ただし、<u>2年課程の看護師教育については、平成21年4月1日施行</u>(平成22年度の入学生から新カリキュラムの適用)とする。

## 経過措置

- ① 改正省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所に係る教育の内容については、従前の例によることができることとする。
- ② 看護師学校養成所の看護師資格を有する専任教員の数については、<u>この</u> 経過措置を平成23年3月31日までとする。(既述)

		改正案			現行	
きる。教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しよう備考ニ看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併	合計	保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	受学が、「大学学院」である。 は、「大学学院では、「大学学院」が、「大学学院」が、「大学学院、「大学学院」が、「大学学院」が、「大学学院、「大学学院」が、「大学学院、「大学学院」が、「大学学院」が、「大学学院」が、「大学学院」が、「大学学院」が、「大学学院、「大学学、「大学学	教育内容	臨保疫・は、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	960 电通信者 计图片 经现代 电子电子 电子电子 电子电子 电子电子 医甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基
内容を併せて教授しよる課程を設けるものとは				単位数		単位数
うとするものにあっては、括弧内の数字によることがで併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対しーの		継続した訪問指導を含む。保健所・市町村での実習を含む。	学校保健・産業保健を含む。	備考		備考

保健 師 助 産 師 看護 師 学校 養 戍 所 指 定 規 則 別表二 改正案

	改正案			現行	
合計	臨助地財基 助地産域 定 管 母 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	教育内容	숨칾	臨助地産域 助地産域 変 の の の の の の の の の の の の の	教育内容
	カーー六六 カ ( 五	単位数		ハハーー六六	単位数
	一期から第三期終了より二時間までとすること。一期から第三期終了より二時間までとすること。の下に学生一人につき十回程度行わせること。実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督実習中分である。	備考		十回程度行わせること。については、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき実習中分べん(妊娠七月未満の分べんを除く。)の取扱い実習・	備考

る育け看。内、護容が をつ、校 せそ養 ての成 教学所 授しより ら生徒の すに条る対第 もしー の一項 にのに あ教規 つ育定 っては、括弧内の物目課程によりこの表とする課程を設ける 数表る 字及も チによることができ及び別表三に掲げる教ものと併せて指定を受

保健師助産師看護師学校養成所指定規則(別表三

			専門基礎分野	基礎分野					
合計	臨精母小老成在基 地神性児年人宅礎 精母小老成在基実看看看看看看 神性児年人宅礎習護護護護護護 看看看看看看看看看看看看看看看看看看看看看看看看看看一学学学学論学 護護護護護護 学学学学論学 活動 2 生活 数 生活 型 と と と と と と と と と と と と と で と と で と と で と で と と で で は に で で で は に で で に ま と い で に ま で で に ま と い さ に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い と に ま と い で に ま と に ま と い で に ま と に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い で に ま と い に ま と い に ま と い に ま と い に ま と い に ま と に ま と い に ま と に ま と い に ま と い に ま と い に ま と に ま								
九三			六 五	  =	単位数				
	統合分野	専 門 分 野 I	専 門 分 野 I	専門基礎分野	基礎分野				
合計	在宅看護論を実践を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	臨精母小老成 精母小老成地神性児年人 神性児年人実看看看看 看看看看習護護護 護護護護 学学学学 学学学学	基礎看護学	国 康 依	人間と生活、社会の理解科学的思考の基盤	教育内容	改正案		
カ	<u>- -</u> E3 e3 e3	— 四四四四六 二二二四	==	カー カー エ		単位数			

保健師助産師看護師学校養成所指定規則(別表三の二

			専門分野	専門基礎分野	基 礎 分 野		
<b>合</b>		人間と人間生活の理解科学的思考の基盤	教育内容	現行			
六二		=======================================	三三三七	□ - - -	٠ . t	単位数	
	. 11						
	統合分野	専 門 分 野 I	専 門 分 野 I	専門基礎分野	基礎分野		
合計	看護の統合と実践 をで名の統合と実践 をできると をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる	臨精母小老成 精母小老成地神性児年人 神性児年人実看看護護護 看看看看習護護護 護護護 学学学学 学学学学	基礎看護学	健康支援と社会保障制度疾病の成り立ちと回復の促進人体の構造と機能	人間と生活、社会の理解科学的思考の基盤	教育内容	改正案
六五	<b>四四</b> ≡ ⊐=	 O===== =====	二六	<u> </u>	t	単位数	

備 考 二 たあで等 例よ( 単るあ学教にる平単 位とる校育よ 。成位		i i	統合分野	専 門 分 野	専門分 野 I	専門基礎分野	基礎分野		保健師助産師看	
数によらないことができる。場合において、教育課程の内容ごとの合計単位以上及び内容ごとの合計単位数が表においては、大学設置一一年文部省告示第五十八号の計算方法は、高等学校においる。	合計	看護の統合と実践看護の統合と実践	在宅看護論	臨精母小老成精母小老成地神性児年人 精母小老成地神性児年人神性児年人実看看看看看看看看護護護護護護護護護 学学学学学学学学学学学学	基礎看護学	健康支援と社会保障制度疾病の成り立ちと回復の促進人体の構造と機能	人間と生活、社会の理解科学的思考の基盤	教育内容	保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表	改正案
の高等な科のでは、高等学校及び専びの合計がある。 高等が系統的で計算がある。 高等が系統の合計がある。 では、高等学校及び専びのでは、高等学校のでは、高いのでは、高等学校のでは、高等学校のでは、高いのではないのではないのでは、高いのでは、高いのではないのではないのでは、高いのではないのではないのではないのではないのでは、これのではないのではないの	三八六七	四四	四	五 二三 一 二四三三三四	五八五二三	二七		高等学校 専攻科	別表三の三	
攻り六以 科教十に 配上単のの規 のの規 のの規 のの規 のの規 のの規 のの規 のの規	一〇五				五一五	七五		科合数計		
		基二 基 準 計 導 位			専門分野	専門基礎分野	基礎分野		保健師助産師看	
		ポニ十一条第二項の規定の例による。 第一項の規定による。専攻科におい 等要領(平成元年文部省告示第二→ 位の計算方法は、高等学校において	合計	臨精母小 精母小老成在基地神性児 神性児年人宅礎実看看看 看看看看看看習護護護 護護護護護護 学学学学論学	老成在基 年 看 程 護 護 学 学 常 着 護 護 学 学	社会保障制度と生活者の健康疾病の成り立ちと回復の促進人体の構造と機能	人間と人間生活の理解科学的思考の基盤	教育内容	定規則	
		る。て六は、一は、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	兲	_ _ 	ニ ハ	= t	* *		立 立	
		大学 章 章 节 章 校 置 第 学 校 学	六四		三四四三	四九	0	専攻科	汝	

# 看護師等養成所の運営に関する指導要領改正案の概要

### 第4 教員に関する事項

- ① 保健師養成所の専任教員について、「保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの」を追加する。
- ② 助産師養成所の専任教員について、「助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの」を追加する。
- ③ 現在、看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、当分の間3年課程では8人を6人と、2年課程では7人を5人とする経過措置を設けているが、この経過措置を平成23年3月31日までとする。
- ④ 学生定員数に合わせた専任教員数の増員について、保健師養成所及び助産師 養成所においては、学生定員が20人を超える場合には、学生数が20人を 増すごとに1人増員することが望ましいことを追加する。
- ⑤ 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなど、自己研鑚に努めることを追加する。
- ⑥ 養成所は、実習施設で学生の指導に当たる教員(実習指導教員)を確保する ことが望ましいことを追加する。

# 第5 教育に関する事項

- ① 看護師養成所の履修時間は、分野ごとの時間数の記載を削除する。
- ② <u>臨地実習は、原則として昼間に行うこととなっているが、助産師実習</u>及び看護の統合と実践においてはこの限りではないことを追加する。

# 第6 施設設備に関する事項

- ① 実習室について、2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育上支障がない場合は実習室を共用とすることは差し支えないことを追加する。教育上支障がないとは、設備、面積、使用に当たっての時間的節約等からみて教育効果に支障がない場合であることを追加する。また、実習室を共用する場合にあっては、学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮することを追加する。
- ② 臨床場面を疑似的に体験できるような用具や環境を整備することが望ましいことを追加する。

# 第7 実習施設等に関する事項

① 助産師養成所について、外来、産科棟には適当な助産師の実習指導者が定め

られていること、ただし、診療所及び助産所での実習にあたっては、学生の 指導を担当できる適当な助産師を実習指導者とみなすことがきることとす る。

- ② 看護師養成所について、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を実習指導者とみなすことがきることとする。
- ③ 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の実習施設において看護職員 に対して行われる継続教育について、実習施設内・外を問わないこととする こと。
- ※下線部分は平成19年10月改正予定。それ以外の部分は平成20年4月改 正予定。

# 看護師等養成所の運営に関する指導要領改正案

(下線\_\_\_\_の部分は平成19年10月改正予定。下線\_\_\_\_の部分は平成20年4月改正予定。)

新

#### **1**/

# 第4 教員に関する事項 第4 教員に関する事項

- 1 専任教員及び教務主任
  - (1)保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。
  - ア 保健師として5年以上業務に従事した者
  - イ (ア)から(ウ)までのいずれかの研修(以下「専任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者
  - (ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養 成課程
  - (イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧 厚生省が委託実施したものを含む。)
  - (ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程(平成14年度 及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課 程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福 祉分野(平成16年度)
  - (2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、助産師として3年以上業務に従事した 者で、大学において教育に関する科目を履修し て卒業したものは、これにかかわらず専任教員 となることができること。
  - ア 助産師として5年以上業務に従事した者
  - イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は 助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験 を有すると認められる者
  - (3) 看護師養成所の専任教員となることのできる 者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、保健師、助産師又は看護師として指定 規則別表3の専門分野の教育内容(以下「専門 領域」という。)のうちの一つの業務に3年以上 従事した者で、大学において教育に関する科目 を履修して卒業したものは、これにかかわらず 専任教員となることができること。
  - ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務 に従事した者
  - イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は 看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験

- 1 専任教員及び教務主任
- (1) 保健師養成所の専任教員となることのできる 者は、次のいずれにも該当する者であること。

18

- ア 保健師として5年以上業務に従事した者
- イ (ア)から(ウ)までのいずれかの研修(以下「専任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者
- (ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- (イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧 厚生省が委託実施したものを含む。)
- (ウ)国立保健医療科学院の専攻課程(平成14年度 及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課 程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福 祉分野(平成16年度)
- (2)助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。
  - ア 助産師として5年以上業務に従事した者
  - イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は 助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験 を有すると認められる者
- (3) 看護師養成所の専任教員となることのできる 者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、保健師、助産師又は看護師として指定 規則別表3の専門分野の教育内容(以下「専門 領域」という。)のうちの一つの業務に3年以上 従事した者で、大学において教育に関する科目 を履修して卒業したものは、これにかかわらず 専任教員となることができること。
- ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務 に従事した者
- イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は 看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験

### を有すると認められる者

- (4) 准看護師養成所の専任教員となること<u>の</u>できる 者は、次のいずれにも該当する者であること。た だし、保健師、助産師又は看護師として指定規則 別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業 務に3年以上従事した者で、大学において教育に 関する科目を履修して卒業したものは、これにか かわらず専任教員となることができること。
- ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務 に従事した者
- イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は 准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経 験を有すると認められる者
- (5)教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができること。
- (6) 専任教員は、看護師養成所にあっては専門領域 ごとに、准看護師養成所にあっては専門科目ごと に配置し、学生の指導に支障を来さないようにす ること。
- (7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程(定時制を含む)にあっては8人以上、2年課程(定時制及び通信制を含む)にあっては7人以上、准看護師養成所にあっては5人以上(当分の間、3人以上)確保すること。ただし、平成23年3月31日までの間は、3年課程(定時制を含む)にあっては6人以上、2年課程(定時制及び通信制を含む)にあっては5人以上とすることができる。
- (8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあっては、学生定員が20人を超える場合には、学生が20人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。看護師養成所3年課程(定時制を含む)及び2年課程(定時制)にあっては、学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあっては、学生総定員が80人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人、看護師養成所2年課程(通信制)にあっては学生総定員が500人を超える場合には、学生が100人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。
- (9) 専任教員の担当<u>する</u>授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。(2年課程(通信制)を除く。)
  - また、2年課程(通信制)の専任教員について も、その業務が過重にならないよう十分配慮する こと。
- (10) 教務主任となることのできる者は、<u>(1)から(4)までのいずれか</u>に該当する者であって、 次のいずれかに該当するものであること。

#### を有すると認められる者

- (4) 准看護師養成所の専任教員となることができる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。
- ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務 に従事した者
- イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は 准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験 を有すると認められる者
- (5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができること。
- (6) 専任教員は、看護師養成所にあっては専門領域 ごとに、准看護師養成所にあっては専門科目ごと に配置し、学生の指導に支障を来さないようにす ること。
- (7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程及び3年課程(定時制)にあっては8人以上(当分の間、6人以上)、2年課程、2年課程(定時制)及び2年課程(通信制)にあっては7人以上(当分の間、5人以上)、准看護師養成所にあっては5人以上(当分の間、3人以上)確保すること。
- (8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあっては学生定員が20人を超える場合には適当数、看護師養成所(3年課程、3年課程(定時制))にあっては、学生総定員が120人を超える場合には学生30人を目途に1人、増員すること。また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあっては学生総定員が80人を超える場合には学生30人を目途に1人、看護師養成所2年課程(通信制)にあっては学生総定員が500人を超える場合には学生100人を目途に1人増員することが望ましいこと。
- (9) 専任教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。(2年課程(通信制)を除く。)

また、2年課程(通信制)の専任教員について も、その業務が過重にならないよう十分配慮する こと。

(10) 教務主任となることのできる者は、(1)、(2)、(3) 又は(4) に該当する者であって、 次のいずれかに該当するものであること。

- ア 専任教員の経験を3年以上有する者
- イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護 教員養成課程修了者
- ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認 められる者
- (11)専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができること。
- (12)専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑚に努めること。

### 2 養成所の長及びそれを補佐する者

- (1)養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程 を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を 配置することが望ましいこと。
- (2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合 は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは 看護職員とすること。

#### 3 実習調整者

- (1)臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整 等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定 められていること。
- (2) 実習調整者となることのできる者は、1 (1) から (4) までのいずれかに該当する者であること。

#### 4 実習指導教員

実習施設で学生の指導に当たる教員を確保することが望ましいこと。

### **5** その他の教員

- (1)各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。
- (2) 2年課程(通信制)については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。

#### 第5 教育に関する事項

#### 1 教育の内容等

教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあっては別表1、助産師養成所にあっては別表2、看護師養成所にあっては、3年課程(定時制を含む)については別表3、2年課程(定時制及び通信制を含む)については別表3-2、准看護師養成

- ア 専任教員の経験を3年以上有する者
- イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護 教員養成課程修了者
- ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認 められる者
- (11)専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができること。

#### 2 養成所の長及びそれを補佐する者

- (1)養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程 を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を 配置することが望ましいこと。
- (2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは 看護職員とすること。

#### 3 実習調整者

- (1)臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定められていること。
- (2)実習調整者となることのできる者は、1一(1)、(2)、(3)又は(4)に該当する者であること。

#### 4 その他の教員

- (1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。
- (2) 2年課程(通信制)については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。

#### 第5 教育に関する事項

#### 1 教育の内容等

教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあっては別表1、助産師養成所にあっては別表2、看護師養成所にあっては、3年課程及び3年課程(定時制)については別表3、2年課程、2年課程(定時制)及び2年課程(通信制)については別

所にあっては別表4のとおりであること。

### 2 履修時間数等

### (1) 保健師養成所

教育課程の編成に当たっては、<u>23</u>単位以上で、<u>745</u>時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

#### (2) 助産師養成所

教育課程の編成に当たっては、23単位以上で、765時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

#### (3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程(定時制)にあっては、97単位以上で、3000時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程(定時制)及び2年課程(通信制)にあっては、65単位以上で、2180時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

#### (4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎科目105時間以上、専門基礎科目385時間以上、専門科目665時間以上及び臨地実習735時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

#### 3 単位制について

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

#### (1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所 (3年課程(定時制を含む)、2年課程(定時制を含む))

#### (ア) 臨地実習以外の授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

#### (イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位を45時間の実習

表3-2、准看護師養成所にあっては別表4のとおりであること。

#### 2 履修時間数等

#### (1) 保健師養成所

教育課程の編成に当たっては、21単位以上で、675時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

#### (2) 助産師養成所

教育課程の編成に当たっては、22単位以上で、720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

#### (3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程(定時制)にあっては、基礎分野13単位以上で360時間以上、専門基礎分野21単位以上で510時間以上、専門分野36単位以上で99時間以上及び臨地実習23単位以上で1035時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程(定時制)及び2年課程(通信制)にあっては、基礎分野については3ー(1)に定める基本的計算方法によらず7単位以上で315時間以上、専門基礎分野、専門分野及び臨地実習についてはそれぞれ14単位以上で315時間以上、25単位以上で750時間以上及び16単位以上で720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

#### (4)准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎科目105時間以上、専門基礎科目385時間以上、専門科目665時間以上及び臨地実習735時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

#### 3 単位制について

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

#### (1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所 (3年課程、3年課程(定時制)、2年課程及び 2年課程(定時制))

#### (ア) 臨地実習以外の授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

### (イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位を45時間の実習